

中津市子育てと仕事の両立支援奨励金交付要綱

令和2年2月28日中津市告示第49号

(趣旨)

第1条 中津市子育てと仕事の両立支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨励金は、未就学の子を養育する労働者（以下「養育者」という。）を雇用する小規模な事業所（以下「雇用事業所」という。）における子の看護休暇制度の導入及び子の看護休暇の取得の促進を図ることで、子育てと仕事との両立がしやすい環境の整備を支援することを目的とする。

(奨励金の交付対象事業所)

第3条 奨励金の交付対象となる雇用事業所（以下「交付対象事業所」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業所とする。

- (1) 中津市内に本社を有すること。
- (2) 常時雇用する従業員の数が50人以下であること。
- (3) 雇用事業所が定める就業規則等において育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の2に規定する子の看護休暇を上回る内容の有給休暇（以下「看護休暇」という。）を規定した日から起算して2年を経過していないこと。
- (4) 雇用事業所 において常時雇用する養育者（市内の事業所に勤務する者に限る。）が、看護休暇を取得した日から起算して1年を経過していないこと。
- (5) 市税等（特例規則第2条第2項に規定する市税等をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (6) 養育者及び雇用事業所が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内で、1交付対象事業所について1回限り、10万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象事業所(以下「申請者」という。)は、中津市子育てと仕事の両立支援奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める理由があるときは、この限りでない。

- (1) 交付対象事業所が定めた就業規則等の写し(従業員が10人以上の場合は、当該就業規則等を労働基準監督署へ届け出たことが分かる書類)
- (2) 養育者が交付対象事業所へ提出した看護休暇取得に係る申出書等の写し
- (3) 市税等に滞納がないことを証する書類又は市税等の納付状況を調査することを承諾する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は前条の申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、中津市子育てと仕事の両立支援奨励金交付(不交付)決定通知書及び額の確定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨励金の交付の決定を受けた申請者は、中津市子育てと仕事の両立支援奨励金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、その請求の日から30日以内に奨励金を支払うものとする。

(奨励金の支払)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたものと認めたときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による奨励金の返還及び加算金の納付は、当該奨励金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した奨励金に係る第6条及び第7条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和2年9月18日中津市告示第305号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月13日中津市告示第34号)

この告示は、令和5年3月31日から施行する。